

平成 23 年 9 月 28 日

政府・与党合意

1. 政府は、日本郵政株式の売却をはじめとする税外収入等による財源確保に努め、財源確保額が確定した場合には、それ以降の時点における復興の財源フレームの見直しの際に、その財源確保額を織り込むこととする。  
仮に、財源確保額が、復興の財源フレームに見直しによる事業規模の増加額よりも多い場合には、時限的な税制措置を減額する。
2. 集中復興期間中の復旧・復興対策の事業規模とその財源（復興の財源フレーム）については、「復興の基本方針」に沿って、一定期間経過後、事業の進捗等を踏まえて見直しを行う。
3. 5年間の集中復興期間における残り 13兆円程度財源確保については、歳出削減及び税外収入による財源確保額が 5兆円程度であることを前提に時限的な税制措置を講じる。
4. なお、10年間トータルの税外収入等は段階を経て 7兆円になり、結果として、増税額は 9.2兆円になる。そのため、
  - (1) JT 株式会社についてはたばこ関連産業への政府の関与のあり方を勘案の上政府保有義務の見直しを検討、
  - (2) エネルギー対策特別会計の保有株式についてはエネルギー政策の観点から踏まえつつ保有のあり方を検討することにより、売却可能となった政府保有株式をできる限り速やかに売却することとする。
5. また、
  - (1) 日本郵政株式会社について、郵政改革関連法案の早期成立を図り、成立後の日本郵政株式会社等の経営状況等を勘案しつつ、できる限り速やかに売却する
  - (2) 上記の結果得られる日本郵政株式の売却収入金については、

今後10年間を基本として、復興債の償還財源に充てることにより、さらに時限的な税制措置の減額に努めることとする。

6. 上記1.、2.、4.、及び5. については、与野党協議を前提に、復興財源の確保に関する法律（仮称）に規定する。

7. 上記1. 及び4. については、今後10年間を基本としつつ、財源確保額については、2兆円程度を想定し、時限的な税制措置を講じる。